

# 管理対象区域における飲料水の摂取

## ■ 事象概要

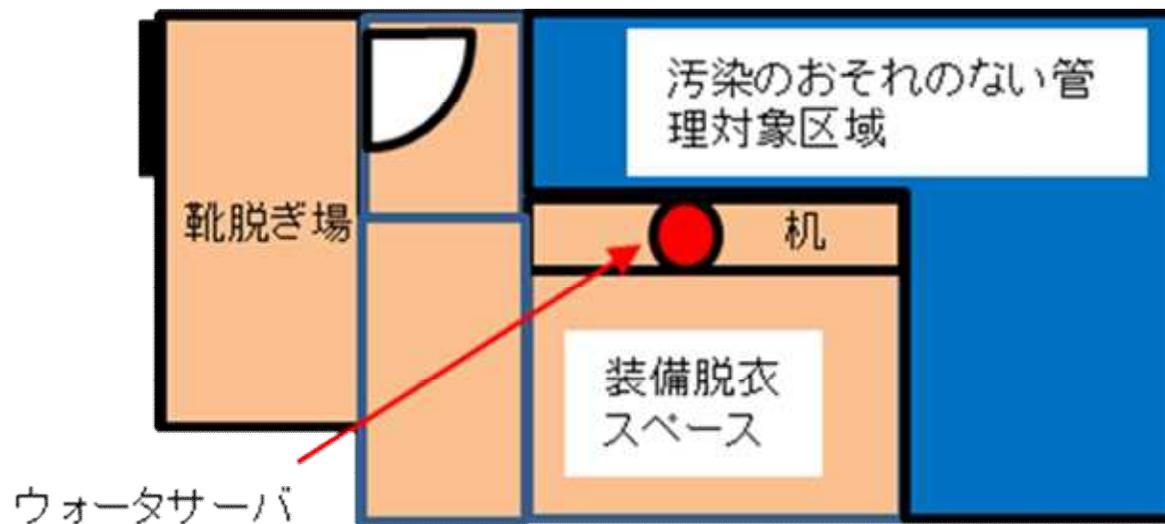
2019年7月30日、福島第一原子力発電所構内の5、6号機警備員詰所及び1-4号機周辺防護区域警備員詰所の入口付近の飲食等が禁止されている管理対象区域の装備脱衣エリアにウォーターサーバ（5、6号詰所）及びクーラボックス（1-4号詰所）が設置されており、事業者（防護管理G）が警備を委託している協力企業から再委託を受けた協力企業の警備員（以下「警備員」という。）が飲料水を摂取していたことを事業者が確認した。東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（以下「1F規則」という。）第9条※<sup>1</sup>に抵触すると判断し、同月31日に現地原子力運転検査官に報告があった。

※1 1F規則第9条第一項ロ 放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙を禁止すること。

## <1-4号機周辺防護区域警備員詰所>



## <5・6号機警備員詰所>



## ■ 保安活動の問題点（１）

### 1. 管理対象区域内における協力企業の放射線防護

飲食・喫煙等が禁止された管理対象区域に飲料水摂取のためウォーターサーバ等を設置するとともに、同区域で警備員が長期間飲料水を摂取していたこと、また管理対象区域における飲料水摂取時の手順を委託先が独断で定めて運用していたことは、「実施計画Ⅲ第１編（１号炉、２号炉、３号炉及び４号炉に係る保安措置）第６５条（管理対象区域内における協力企業の放射線防護）第２項「各GMは、管理対象区域内で作業を行う協力企業に対して、第１項※<sup>2</sup>に定めた必要事項を遵守させる措置を講じる。」及び「実施計画Ⅲ第２編（５号炉及び６号炉に係る保安措置）第１０５条（管理対象区域内における協力企業の放射線防護）第２項 各GMは、管理対象区域内で作業を行う協力企業に対して、第１項※<sup>2</sup>に定めた必要事項を遵守させる措置を講じる」の不履行に該当する。

※２（１）管理対象区域出入者の遵守事項 ホ. 放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙の禁止に関すること。

## ■ 保安活動の問題点（2）

### 2. 業務の実施

事業者が、管理対象区域でのウォータサーバ等の設置及び飲料水の摂取を長期間見逃していたこと及び委託先に対して放射線管理上の適切な指導、確認を行っていなかったことは、「第3条（品質保証計画） 7. 業務の計画及び実施 7. 5 業務の実施 7. 5. 1 業務の管理組織は、「業務の計画」（7. 1 参照）に基づき業務を管理された状態で実施する。管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含む。e）監視及び測定が実施されている。」ことの不履行に該当する。

### 3. 調達製品の検証

事業者は、委託先の放射線管理責任者が装備脱衣エリアを含む詰所内の放射線管理を実施していなかったことを長期間見逃していたことは、「第3条（品質保証計画） 7. 業務の計画及び実施 7. 4 調達 7. 4. 3 調達製品の検証（1）組織は、調達製品が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検査又はその他の活動を定めて、実施する。」の不履行に該当する。

## ■ 保安活動の問題点（3）

### 4. 放射線管理

2019年6月以降、放射線管理に係る不適合事象が多発しており、放射線防護上のルール遵守の不徹底、知識不足、誤った判断等によりルールを逸脱する等のパフォーマンスの劣化傾向が認められる。

現場における放射線管理が組織として適切に機能しておらず、放射線管理部門の体制、現場状況の把握、放射線管理に係る不適合の未然防止対策、放射線業務従事者の意識向上等に係る保安活動に問題がある。